

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 6 月 9 日（金）第 420 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等に関する申出の撤回 (保健医療福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (4件) (社会福祉課取扱い) 3
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 4
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制) (生活衛生課取扱い) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 7
- 歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 7
- 令和5年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 8

監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 9

公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第510号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
救急病院	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968番地4	令和5年5月5日

鹿児島県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	廃止年月日
セイシエル薬局	志布志市志布志町安楽2192番 6	令和 5 年 3 月 31 日
すずらん薬局	鹿屋市寿四丁目 2 番 29 号	令和 5 年 2 月 28 日
高島歯科医院	薩摩川内市東開聞町 1 - 10	令和 5 年 4 月 30 日
長里歯科医院	日置市東市来町長里 2261 番	令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 告 示 第 512 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
河井翔	つながり整骨院始良平松 始良市平松 4951 番地 1	令和 5 年 4 月 21 日	柔道整復

鹿 児 島 県 告 示 第 513 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	指定年月日
I & H 上こしき薬局	薩摩川内市上甑町中甑字前田 479 番	令和 5 年 4 月 1 日
与論調剤薬局	大島郡与論町大字茶花 175 番地 3	令和 2 年 12 月 1 日
阪神調剤薬局いちき串木野店	いちき串木野市大原町 80 番地 2 号	令和 5 年 4 月 1 日
まきお内科・整形外科	始良市脇元 543 番地 1	令和 5 年 5 月 1 日
かすう薬局脇元店	始良市脇元 543 - 1	令和 5 年 5 月 1 日
I & H 薩南病院前薬局	南さつま市加世田村原四丁目 7 - 1	令和 5 年 5 月 1 日
高島歯科医院	薩摩川内市東開聞町 1 - 10	令和 5 年 5 月 1 日
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1 - 6	令和 5 年 4 月 1 日
阪神調剤薬局ひよし店	日置市日吉町日置 1152 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
阪神調剤薬局ゆのもと駅前店	日置市東市来町湯田 3610 番地 6	令和 5 年 4 月 1 日
長里歯科医院	日置市東市来町長里 2261	令和 5 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 告 示 第 514 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
コミュニティア株式会社	出水市上鯖淵1008-13	訪問看護ステーション コミュニティア いずみ	出水市野田町上名830 番地4	令和2年5 月1日

鹿児島県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
大田葉月	堺整骨院薩摩川内院 薩摩川内市中福良町2855-1	令和5年 4月1日	柔道整復
阿久井乃江	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和5年 5月3日	柔道整復

鹿児島県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
稲津内科病院 薩摩郡さつま町宮之城屋地1378 番地	名称	稲津病院	稲津内科病院	令和5年 5月1日

鹿児島県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
医療法人厚生会 枕崎市折口町109番地	医療法人厚生会訪問看護ステーション立神 枕崎市折口町109番地	事業所の所在地	枕崎市火之神町 620番地	枕崎市折口町 109番地	令和5年3 月31日
株式会社リニエR 東京都千代田区神田	リニエ訪問看護ステーションあいら	事業者の名称	株式会社東京リ ハビリテーショ	株式会社リニエ R	令和5年4 月1日

小川町 1-8-8 V0 RT 神田小川町 6 F	始良市加治木町本町 119 季-遊 201 号室	事業所の名称	ンサービス かごしまリハビリ訪問看護ステーション	リエ訪問看護ステーションあいら	
------------------------------	-----------------------------	--------	-----------------------------	-----------------	--

鹿児島県告示第 518 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人厚生会 枕崎市折口町 109 番地	医療法人厚生会訪問看護ステーション立神 枕崎市折口町 109 番地	事業所の所在地	枕崎市火之神町 620 番地	枕崎市折口町 109 番地	令和 5 年 3 月 31 日
株式会社リエ R 東京都千代田区神田 小川町 1-8-8 V0 RT 神田小川町 6 F	リエ訪問看護ステーションあいら 始良市加治木町本町 119 季-遊 201 号室	事業者の名称 事業所の名称	株式会社東京リハビリテーションサービス かごしまリハビリ訪問看護ステーション	株式会社リエ R リエ訪問看護ステーションあいら	令和 5 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第 519 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
篠原康哲	鍼灸サロンあまりハ 奄美市名瀬末広町 12-1-1 F	施術所の所在地	奄美市名瀬末広町 11-12-1 C	奄美市名瀬末広町 12-1-1 F	令和 5 年 5 月 1 日

鹿児島県告示第 520 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第 8 条の 3 の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修（第 1 型）
 - (2) 業務従事者講習（第 1 型）

3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和5年10月29日	リナシティかのや	鹿屋市大手町1番1号
令和5年11月26日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職 業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあつては、8,000円）
- (2) 特管物研修 3,000円
- (3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第521号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修（第2型）
 - (2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和5年9月1日	令和5年12月1日	令和5年12月15日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十三塚原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事	山口 剛	霧島市国分広瀬二丁目29番地8
理事	森田 勝美	霧島市溝辺町有川2008番地30
理事	立田 守	霧島市溝辺町有川1976番地1
理事	満塩 久夫	霧島市溝辺町麓3539番地
理事	岩元 武二	霧島市溝辺町麓3534番地4
理事	今吉 耕己	霧島市溝辺町麓3382番地75
理事	追鳥 正光	霧島市溝辺町三縄887番地7
理事	福永 幸一	霧島市溝辺町麓2309番地5
理事	重森 高志	霧島市溝辺町麓5807
理事	山下 勝義	霧島市溝辺町麓四丁目68
理事	今村 広嗣	霧島市隼人町嘉例川488番地
理事	竹ノ内久行	霧島市隼人町西光寺2324番地7
理事	末永 修	霧島市隼人町嘉例川647番地10

理事 西 泰行 始良市加治木町日木山1858番地 2
 理事 山下 誠 始良市加治木町木田4270番地 1
 理事 三宅 利秋 始良市加治木町小山田3496番地 2
 理事 柚木 利雄 始良市加治木町小山田4827番地 1
 監事 末重 良規 霧島市溝辺町麓563番地 4
 監事 横山 克己 霧島市隼人町西光寺2995番地16
 監事 緒方 清隆 始良市加治木町港町 3 番地
 (任期 令和 5 年 3 月 30 日から令和 9 年 3 月 29 日まで)

2 退任した役員の名及び住所

理事 山口 剛 霧島市国分広瀬二丁目29番地 8
 理事 有村 政春 霧島市溝辺町有川2092番地
 理事 森田 勝美 霧島市溝辺町有川2008番地30
 理事 末重 眞一 霧島市溝辺町麓3873番地
 理事 岩元 武二 霧島市溝辺町麓3534番地 4
 理事 今吉 耕己 霧島市溝辺町麓3382番地75
 理事 追鳥 正光 霧島市溝辺町三縄887番地 7
 理事 有村 春明 霧島市溝辺町麓2294番地 1
 理事 久保山 繁良 霧島市溝辺町崎森2770番地 2
 理事 山下 勝義 霧島市溝辺町麓1020番地
 理事 今村 広嗣 霧島市隼人町嘉例川488番地
 理事 竹ノ内 久行 霧島市隼人町西光寺2324番地 7
 理事 竹ノ内 春明 霧島市隼人町嘉例川2256番地 1
 理事 西 泰行 始良市加治木町日木山1858番地 2
 理事 上村 一郎 始良市加治木町日木山2660番地 1
 理事 三宅 利秋 始良市加治木町小山田3496番地 2
 理事 岩元 道男 始良市加治木町小山田4610番地 3
 監事 末重 良規 霧島市溝辺町麓563番地 4
 監事 横山 克己 霧島市隼人町西光寺2995番地16
 監事 内村 敏春 始良市加治木町小山田3591番地

鹿児島県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年4月24日付けで東申良町林田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年4月26日付けで曾於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律195号）第30条第2項の規定により、令和5年4月18日付けで沖永良部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防

災減災（農業用河川工作物応急対策）（旧：県営農業用河川工作物等応急対策）（農業用排水施設整備）徳永地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年6月12日から同年7月7日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第527号

土地改良事業農村地域防災減災（農村災害対策整備）（旧：農地防災（農村災害対策整備））（農業用排水施設整備）吹上地区の工事は、令和5年3月28日に完了した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年3月27日から同年6月27日まで
- 3 作業の地域 瀬戸内町嘉鉄地内

鹿児島県告示第529号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南さつま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（デジタルカラー撮影及び写真地図作成）
- 2 作業の期間 令和5年4月1日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 南さつま市全域

鹿児島県告示第530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
大島郡与論町茶花1418番地1
与論町
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第531号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和5年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和5年6月12日から同年7月14日まで
- (2) 女子
令和5年6月12日から同年7月14日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）
令和5年7月18日から同月22日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和5年7月22日

4 応募年齢

令和6年4月1日において18歳以上
令和6年6月30日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年6月9日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
らいおん	曾於市財部町下財部297番地2	合同会社おれんじ	宮崎県都城市南鷹尾町18街区29号	新内 和之	令和5年3月14日	就労継続支援B型
就労移行支援事業所PASS	志布志市志布志町志布志三丁目	特定非営利活動法人くろしお会	曾於郡大崎町神領1418番地2	武田謙一郎	令和5年3月31日	就労移行支援

	2317番地 1					
鹿児島自立支援センターかのや	鹿屋市下高隈町 5455-6	特定非営利活動 法人夢来郷たか くま	鹿屋市上高隈町 1894番地 3	大迫 真	令和 5 年 3 月 31 日	就労継続 支援 A 型
ライフ夢	鹿屋市下高隈町 5486番地 3	特定非営利活動 法人夢来郷たか くま	鹿屋市上高隈町 1894番地 3	大迫 真	令和 5 年 3 月 31 日	共同生活 援助

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿児島県監査委員 松蘭英昭
同 大 藺 豊
同 西 高 悟
同 前野義春

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
松枝 千鶴	鹿児島市柳町 2 番 14-1202 号
上川路美恵野	鹿児島市武岡二丁目 7 番地 2
玉利 尚大	鹿児島市泉町 11-1 アルファステイツいづろ 1105
岩切 至久	鹿児島市武一丁目 5 番 19 号 コウキマンション 403 号
岩重 洋一	鹿児島市武三丁目 17 番 14 号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

公 安 委 員 会 公 告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 9 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

1 講習の実施期間及び講習時間

(1) 実施期間

令和 5 年 8 月 7 日（月）から同月 9 日（水）まで

(2) 講習時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 講習の実施場所

マリパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）

3 受講定員

10 人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

令和 5 年 6 月 20 日（火）から同月 23 日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

39,000円（39,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490